

(意見書案第 4 号)

指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入を求める意見書

指定給水装置工事事業者制度は、平成 8 年の水道法改正以来、全国一律の指定基準を持って運用されてきた。しかし、平成 25 年度末の厚生労働省のアンケート調査により、所在不明な指定工事事業者は約 3,000 者、違反行為件数は年 1,740 件、苦情件数は年 4,864 件など、トラブルが多発している実態が明らかになった。

現行制度では、新規の指定が登録されるだけで、廃止、休止等の状況が把握されづらく、水道事業者による指導・監督等が困難になっていることや、工事事業者が複数の水道事業者から指定を受けている場合には、水道事業者による講習会を受講する工事事業者の負担が大きいことが指摘されている。

水道利用者の安心・安全を確保するためには、不適格事業者を排除し、水道の継続的なメンテナンスを確実にを行う必要がある。

よって、政府においては、業界団体との協議を十分に行いながら、下記の事項について取り組むよう強く要望する。

記

- 1 指定給水装置工事事業者制度を更新制とすること。
- 2 水道が生活密着型インフラであることに鑑み、配管技能者の適正配置の確認、管路の更新・耐震化等を通じて安全な水の供給を将来にわたって確保すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 3 月 17 日

釧路市議会

内閣総理大臣 } 宛
厚生労働大臣 }